人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年一月十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一四―一八―三

人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する特定試験研究機関、同法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この項及び第四条第一項第五号において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。	**第二条**　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する特定試験研究機関、同法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この項及び第四条第一項第五号において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。
2　（略）	2　（同上）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年一月十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一四―一九―三

人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する特定試験研究機関、同法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この条において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。	**第二条**　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する特定試験研究機関、同法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この条において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年一月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**
担当 / 職務	担当 / 職務
［略］	［同上］
科学技術・イノベーション担当	科学技術・イノベーション担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～三　略］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～三　同上］